

## 経営事項審査における注意事項について

(R3.07.20 掲載)

- ・解体工事業に係る経過措置の終了について

審査基準日が令和3年7月1日以降の申請分から、「技術職員名簿」においてアルファベットコードにより解体工事業を加対象業務とすることができなくなります。

(R3.1.27 掲載)

- ・工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び注文請書について

令和3年2月1日申請分から、工事請負契約書又は注文書及び注文請書の添付数を変更します。

(変更前) 業種毎に元請・下請の区別なく請負代金の大きい順に5件  
(5件に満たない場合は全て)

↓

(変更後) 業種毎に元請・下請の区別なく請負代金の大きい順に3件  
(3件に満たない場合は全て)

- ・また、「技術職員名簿の確認書類」等の軽減を検討しています。  
適用日・変更内容等は、決定し次第、お知らせします。

(R2.12.23 掲載)

- ・監理技術者講習の有効期間の変更について

建設業法施行規則の一部改正がされ、令和3年1月1日から監理技術者講習の有効期間が変更になります。

現行の有効期間は、講習を受講した日から5年間ですが、改正により講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日までとなります。

※ 経営事項審査における監理技術者講習の有効期間については従来通り、講習を受講した日から5年間となります。